

## 定款運用に関する規程

### 第1条（目的）

特定非営利活動法人シニア SOHO 普及サロン・三鷹（シニア SOHO。以下同じ）の運用は法例ならびに定款に定める事項のほか、本規程の定めるところによる。

### 第2条（会員の基本原則）

本規程の運用にあたり、会員は、相互にその人格を尊重し、信義にしたがい誠実に会務を行いシニア SOHO の発展を共通の目的とする。

### 第3条（会員資格と適用の対象）

定款6条に定める会員は、シニア SOHO の入会手続きを終了し、かつ第4条に定める会費納入手続きを終了し、会員として登録された者をいう。

### 第4条（入会金と会費に関する事項）

定款第8条に定めのある会費の納付は次の通りとする。

- (1) 年会費は、個人会員10,000円、賛助会員 一口30,000円とする。但し、1都6県以外の遠隔地にその住民票がある会員に対して、メールのみでの参加を可能とし、その年会費を3,000円（一活納入）とする。この会員の呼称を「メール会員」と称する。
- (2) 年会費は、事業年度初めの4月内に納付するものとする。納付期限経過後の未納付会員に対しては、直ちに納付催告を行う。
- (3) 入会初年度の会費は、上半期（4月～9月）下半期1（10月～12月）下半期2（翌年1月～3月）の3回にわけ、入会月により、その年会費が異なるものとする。  
上半期入会者は10,000円 下半期1の入会者は5,000円 下半期2の入会者は2,500円とする。

### 第5条（資格の喪失）

定款第9条に定める資格の喪失に関する運用は次による

- (1) 退会は、氏名、会員番号、退会理由、退会日時を代表理事に送付して行う。
- (2) 会費未納付による退会は、前条第2項の規定による催告を受けても未納付の状態が継続し、当該事業年度の1年を経過した時点で理事会において支払いの意思がないと認定する。

第6条（総会に関する事項）

定款第19条から第27条の総会に関する運用は次による。

- (1) 定款第19条 総会の構成 で議決権を有し議決権を行使できる会員は、その年度の会費を納付している会員をいう。
- (2) 定款第20条第3項 事業報告および収支決算の承認 の定時総会は、前年度会費が未納付の会員は出席できない。
- (3) 定款20条第5項 その他理事会において重要と認める付議事項には、定時総会における「年度事業計画」「年度予算計画」を含めるものとする。
- (4) 第22条 総会召集 における書面には、電磁的方法（シニア SOHO のホームページおよび電子メール）も含め運用する。なお、電磁的方法による通知が不可能な会員には書面で通知する。
- (5) 第24条 総会の開催召集日の会員数は、年会費を納付した会員をもって定足数を計算する。
- (6) 第26条 総会における書面表決等 は次による。
  - ① 会員が、総会の出席、欠席の意思表示および出席できない会員の議決権の書面による行使、または他の会員を代理人として議決権を行使するための委任状の作成は、書面または電磁的方法のいずれかを会員が選択できる。
  - ② 会員は総会に対する議決権行使の方法を総会開催日の4日前までに、会員番号、氏名を記載して通知する。

第7条（総会の議事録）

定款27条の議事録は、次の事項を記載し作成する。

- (1) 日時および場所。
- (2) 正会員総数および出席者数。（書面による議決権の行使または委任状による議決権の行使を行う者の数を付記する）
- (3) 審議ならびに報告事項。
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

付則 1 この規程は平成16年6月1日に公布し同日施行する。

2 改定は、必要に応じて理事会の審議を経てこれを行う。

以上

改定：平成21年4月1日

・第4条に入会初年度の会費について改定